

令和 7 年度

宇佐市農業委員会
第 2 回(5 月)定例総会議事録

宇佐市農業委員会

宇佐市農業委員会第2回定例総会会議録

令和7年6月5日（木）午前9時30分より宇佐市役所本庁2階23会議室において会長が第2回（5月）定例総会を招集した。

本日の出席委員は次の通りであった。

議長 6番 久保田 昭廣 会長

1番 川野 峰志 委員	2番 阿部 善浩 委員	3番 池田 雅彦 委員
4番 信國 和徳 委員	5番 辻 勝 委員	8番 今仁 俊朗 委員
9番 司城 慶三 委員	10番 永岡 卓巳 委員	12番 牧野 金生 委員
13番 宮田 文昭 委員	14番 吹上 和子 委員	15番 釜口 芳人 委員
17番 小野 公博 委員	18番 後藤 寛治 委員	

欠席委員

7番 安倍 隆司 委員	11番 清祐 義人 委員	16番 植松 好子 委員
19番 山末 隆一 委員		

事務局

久保事務局長、松成農政係総括、木原農地係総括、農地係三浦主任

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2	議案 第8号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案 第9号	農地法第4条の規定による許可申請について
	議案 第10号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案 第11号	非農地証明願について
	議案 第12号	農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について
	報告 第6号	農地法第3条の3の規定による届出について
	報告 第7号	農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の 解約通知について
	報告 第8号	専決処分の報告について

事務局 長 定刻となりましたので、ただ今から令和7年度第2回5月の定例総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は19名中15名で、宇佐市農業委員会会議規則第10条の定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則第8条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、久保田会長にお願いいたします。

議長 皆さんおはようございます。

(あいさつ)

それではこれより議事に入ります。

まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

宇佐市農業委員会会議規則第41条第2項の規定により議長が指名いたします。

議事録署名委員は、12番 牧野 金生 委員、13番 宮田 文昭 委員の2名にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の三浦主任を指名いたします。

以上で、日程第1を終わります。

それでは、日程第2の議案第8号を議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの 地区別各条申請総括表をお開きください。

議案第8号3条許可申請は11件で、地区ごとの内訳は、宇佐地区2件、3筆、6,034㎡、駅川地区2件、2筆、811㎡、四日市地区6件、16筆、10,263㎡、院内地区1件、1筆、92㎡となっています。

2ページをお開きください。

議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」

農地法第3条第1項及び同法施行令第1条の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和7年6月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

3ページをお開きください。

宇佐地区です。

宇佐地区 番号1【議案書番号宇佐1朗読】

譲渡理由は遠方のため管理困難、譲受理由は相手方の要望のため農地を取得するもので、売買による所有権移転です。

事務局 宇佐地区は他 1 件、計 2 件、3 筆、6,034㎡ です。

4 ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号 1 【議案書番号駅川 1 朗読】

親戚への

贈与による所有権移転です。

駅川地区は他 1 件、計 2 件、2 筆、811㎡ です。

5 ページをお開き下さい。

四日市地区です。

四日市地区 番号 1 【議案書番号四日市 1 朗読】

譲渡理由は遠方のため管理困難、譲受理由は規模拡大のため農地
を取得するもので、

売買による所有権移転です。

四日市地区は他 5 件、計 6 件、16 筆、10,263㎡ です。

7 ページをお開きください。

院内地区です。

院内地区 番号 1 【議案書番号院内 1 朗読】

譲渡理由は労力不足、譲受理由は自宅に隣接する農地を取得する
もので、

贈与による所有権移転です。

院内地区は以上です。

以上、全件とも担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づ
き、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないと思われるため、許
可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案第 8 号の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足
説明をお願いします。
長洲・宇佐地区をお願いします。

宮田地区審会長 はい、議長。13 番 宮田です。長洲・宇佐地区審議会の結果に
ついてご報告します。

長洲・宇佐地区審議会を令和 7 年 5 月 29 日午前 9 時 30 分よ
り、本庁 2 階 25 会議室において、農業委員 5 名中 4 名、農地利
用最適化推進委員 6 名中 3 名出席のもと開催いたしました。

議案第 8 号について、宇佐地区 2 件について、担当地区農地利
用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしまし
た。申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たして

宮田地区審会長 いるものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区お願いします。

今仁地区審会長 はい、議長。8番 今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

駅川・四日市地区審議会を令和7年5月30日午前9時より、本庁2階25・26会議室において、農業委員7名中3名、農地利用最適化推進委員13名中11名出席のもと開催いたしました。

議案第8号について、駅川地区2件、四日市地区6件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。3番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

安心院・院内地区審議会を令和7年5月28日午前10時より、安心院地域複合支所 視聴覚室において、農業委員7名中4名、農地利用最適化推進委員11名中10名出席のもと開催いたしました。

議案第8号について、院内地区1件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質疑なし)

議長 長 質疑なしと認めます。
本件に対する質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議 長 討論なしと認めます。
討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第8号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙
手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第8号は原案のとおり許可することに決
定いたしました。
次に議案第9号を議題に供します。それでは事務局より議案の説
明をお願いします。

事 務 局 議案第9号4条許可申請は1件で、地区ごとの内訳は、
安心院地区1件、1筆、7㎡ となっています。

8ページをお開きください。
議案第9号「農地法第4条の規定による許可申請について」
農地法第4条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり申請
があったので審議を求める。
令和7年6月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

9ページをお開きください。
安心院地区です。
安心院地区 番号1【議案書番号安心院1朗読】
事務所としての転用ですが、すでに平成7年に申請人が経営する
事業の事務所を建築し利用しています。今回、事後になります
が、追認の申請を行うものです。申請人からはこのことについて
深く反省している旨の始末書が添付されています。
立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農
地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住す
る者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置さ
れることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考え
ます。
以上、担当地区農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基
準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のす
べてを満たすと考えます。
以上で議案第9号の説明を終わります。

議 長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに
補足説明をお願いします。
安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。3番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第9号について、安心院地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認できました。

なお、安心院地区番号1は始末書が添付された追認案件となっておりますが、経緯については事務局から説明があったとおりです。

申請者も深く反省していることから、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
質疑のある方は挙手願います。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
本件に対する質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。
討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第9号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第9号は原案のとおり許可することに決定いたしました。
次に議案第10号を議題に供します。
それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの総括表をお開きください。
議案第10号 5条許可申請は9件で 地区ごとの内訳は、
長洲地区2件、2筆、728㎡、駅川地区1件、3筆、291㎡、四日市地区5件、8筆、4,112㎡、安心院地区1件、1筆、266㎡ となっております。

事務局 10ページをお開きください。

議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」
農地法第5条第1項及び第3項の規定により、別紙のとおり申請
があったので審議を求める。

令和7年6月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

11ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区 番号1【議案書番号長洲1朗読】

売買による所有権移転です。

貸駐車場用地としての転用ですが、すでに平成26年頃から近隣の商店や事務所の貸駐車場24台分として利用しています。今回、事後になりますが、追認の申請を行うものです。申請人からはこのことについて深く反省している旨の始末書が添付されています。

立地基準としては、都市計画法で定める近隣商業地域に用途地域指定された土地であり、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができることとなっております。

長洲地区 番号2【議案書番号長洲2朗読】

贈与による所有権移転です。

一般住宅用地としての転用で、自己住宅を建築する計画です。

立地基準としては、都市計画法で定める第1種住居地域に用途地域指定された土地であり、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができることとなっております。

12ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1【議案書番号駅川1朗読】

贈与による所有権移転です。

一般住宅用地としての転用で、自己住宅を建築する計画です。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などもないことから許可することができるものと考えます。

13ページをお開きください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1【議案書番号四日市1朗読】

売買による所有権移転です。

資材置場用地への転用で、譲受人が経営する事業の資材置場を整

事務局 備する計画です。

立地基準としては、都市計画法で定める商業地域に用途地域指定された土地であり、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができることとなっております。

四日市地区 番号2【議案書番号四日市2朗読】

売買による所有権移転です。

共同住宅としての転用で、共同住宅2棟を建築する計画です。

立地基準としては、都市計画法で定める第1種中高層住居専用地域に用途地域指定された土地であり、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができることとなっております。

四日市地区 番号3【議案書番号四日市3朗読】

売買による所有権移転です。

共同住宅としての転用で、共同住宅2棟を建築する計画です。

立地基準としては、都市計画法で定める第1種住居地域に用途地域指定された土地であり、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができることとなっております。

四日市地区 番号4【議案書番号四日市4朗読】

売買による所有権移転です。

建売住宅としての転用で、建売住宅1棟を建築する計画です。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

14ページをお開き下さい

四日市地区 番号5【議案書番号四日市5朗読】

永年の使用貸借権の設定です。

一般住宅用地としての転用で、自己住宅を建築する計画です。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などもないことから許可することができるものと考えます。

15ページをお開きください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1【議案書番号安心院1朗読】

20年間の賃借権の設定です。

9ページの議案第9号、4条許可申請の安心院地区番号1で説明

事務局 しました申請地と同一の筆で、残りの土地について既存の建物を増改築し、自己住宅を建築するものです。今回、事後になりますが、追認の申請を行うものです。申請人からはこのことについて深く反省している旨の始末書が添付されています。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案第10号の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区をお願いします。

宮田地区審会長 はい、議長。13番 宮田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第10号について、長洲地区2件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認ができましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区をお願いします。

今仁地区審会長 はい、議長。8番 今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第10号について、駅川地区1件、四日市地区5件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認ができましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区をお願いします。

池田地区審会長 はい、議長。3番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

安心院地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

池田地区審会長 申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。
また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認できました。
なお、安心院地区番号1は始末書が添付された追認案件となっておりますが、経緯については事務局から説明があったとおりです。
申請者も深く反省していることから、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
質疑のある方は挙手願います。

(質疑なし)

議 長 質疑なしと認めます。
本件に対する質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議 長 討論なしと認めます。
討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第10号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第10号は原案のとおり許可することに決定いたしました。
次に議案第11号を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの総括表をお開きください。
議案第11号非農地証明願は、11件で、地区ごとの内訳は、
駅川地区1件、1筆、360㎡、四日市地区8件、11筆、8,080㎡、安心院地区1件、4筆、1,119㎡、院内地区1件、1筆、137㎡ となっております。

16ページをお開きください。
議案第11号「非農地証明願について」
農地法第2条第1項の対象とならない土地について、非農地証明

事務局 の願出があったので審議を求める。

令和7年6月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

17ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

昭和40年頃より山林化しているものです。

駅川地区は以上です。

18ページをお開きください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

昭和48年頃より宅地として利用しているものです。

四日市地区は他7件、計8件、11筆、8,080㎡です。

20ページをお開きください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】

昭和60年頃より山林化しているものです。

安心院地区は以上です。

21ページをお開きください。

院内地区です。

院内地区 番号1 【議案書番号院内1朗読】

昭和26年頃より原野化しているものです。

院内地区は以上です。

以上、担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、非農地化しており、農地への復旧が困難であること、及び、農地法第51条の規定による処分の対象となっていないことが確認できましたので非農地証明の発行基準に該当しているものと考えます。

以上で議案第11号の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

駅川・四日市地区をお願いします。

今仁地区審会長 はい、議長。8番 今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第11号について

駅川地区1件、四日市地区8件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当して

今仁地区審会長 いますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議 長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。3番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。
安心院地区1件、院内地区1件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。
申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質疑なし)

議 長 では、本件に対する質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議 長 討論なしと認めます。
討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第11号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第11号は原案のとおり証明書を発行することに決定いたしました。
次に、議案第12号を議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 22ページをお開きください。
議案第12号「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」
農用地利用集積等促進計画（案）を別紙のとおり策定するために、農地中間管理機構より、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく依頼があったため、農業委員会

事務局 の意見を求める。

令和7年6月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

23ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集計表（借受分） 朗読】

詳細につきましては、24ページ以降のようになっております。
こちらは、農地中間管理機構が土地所有者である貸手から農地を借受ける内容です。

これは、農地中間管理事業の推進に関する法律により、農業委員会の意見を聴くものとされています。

44ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集計表（貸付分） 朗読】

詳細につきましては、45ページ以降のようになっております。
こちらは、先程の借受分で農地中間管理機構が借受けた農地を今度は、農地中間管理機構から担い手へ貸し付ける内容です。

68ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集計表（所有権移転分） 朗読】

詳細につきましては、69ページ以降のようになっております。
こちらは、農地売買等支援事業により、農地中間管理機構が売り手から農地を買い入れ、買い入れた農地を担い手に売り渡す内容です。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ありがとうございます。

ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区をお願いします。

宮田地区審会長 はい、議長。13番宮田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第12号について、長洲地区、宇佐地区の農用地利用集積等促進計画（案）の内容について審議いたしました。

当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区をお願いします。

今仁地区審会長 はい、議長。8番 今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第12号について、駅川地区、四日市地区の農用地利用集積

今仁地区審会長 等促進計画（案）の内容について審議いたしました。
当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議 長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。3番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。
議案第12号について、安心院地区、院内地区の農用地利用集積等促進計画（案）の内容について審議いたしました。
当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

（質疑なし）

議 長 質疑なしと認めます。
本件に対する質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議 長 討論なしと認めます。
討論を終結いたします。
それでは採決いたします。
議案第12号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 全員賛成ですので、議案第12号は原案のとおり承認しました。
以上で審議案件は終了いたしましたので、報告事項に入ります。
報告第6号から8号を一括して事務局より説明願います。

事務局 それでは、一括してご報告させていただきます。
72ページをお開き下さい。
報告第6号「農地法第3条の3の規定による届出について」
農地法第3条の3及び同法施行規則第19条の規定による届出については受理したので、ここに報告する。
令和7年6月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

事務局 内訳は73ページからの13件がございました。

地区ごとの内訳は、四日市地区3件、15筆、21,622㎡、安心院地区9件、58筆、56,278㎡、院内地区1件、9筆、10,931㎡となっています。

内容につきましては記載のとおりでございます。登記等も確認できましたので、事務局で確認し、全件とも受理いたしました。

82ページをお開き下さい。

報告第7号「農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約通知について」

農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による通知があったので、ここに報告する。

令和7年6月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

内訳は83ページからの22件がございました。

地区ごとの内訳は、宇佐地区4件、11筆、9,954㎡、四日市地区6件、48筆、55,416㎡、安心院地区11件、45筆、49,460㎡、院内地区1件、4筆、3,561㎡ となっています。

内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局で確認し、書類を受理いたしました。

96ページをお開きください。

報告第8号「専決処分の報告について」

農業委員会事務局職員の任命について、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、ここに報告する。

令和7年6月5日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

97ページをお開き下さい。農業委員会等に関する法律第26条第3項に基づく農業委員会の職員の任免に関する事務を、農業委員会会長が専決処分したので報告させていただきます。市長選後の職員の6月1日付での異動内示が5月22日に発表されましたが、先月の定例総会での承認が不可能であったため、今回の定例総会での報告となります。

今回、5月31日をもって事務局職員の職を免ずる者は、小林麻衣子副主幹で、小林副主幹は農政課へ異動します。また6月1日付けで事務局員を任命する者としては総務課から溝部翔平副主幹となります。以上で説明を終わります。

以上で報告第6号から8号の説明を終わります。

議長 ただ今の報告第6号から8号について、質問、意見等、発言

議 長 のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 質問等もないようですので、以上をもちまして本日の議案の審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。
その他の件について、発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。
それでは、事務局から連絡事項等があればお願いします。

事 務 局 次回の令和7年度第3回定例総会は、7月7日月曜日、午前9時30分から本庁2階23会議室で行う予定にしておりますので、
よろしくお願いします。
なお、欠席をされる場合は、地区審議会も含め、早めのご連絡を
くださるようお願いいたします。

議 長 それでは、以上をもちまして、宇佐市農業委員会第2回定例総会を閉会いたします。

午前10時10分閉会

以上会議の次第を記録し事実と相違ないことを証するため、署名する。

令和7年6月5日

議 長 久保田 昭 廣

署名委員 牧 野 金 生

署名委員 宮 田 文 昭

議長と署名委員の自筆署名については、個人情報のため上記のように活字等の表現にしています。

なお、自筆署名した原本については、事務局で保管しています。